

# 愛知県農業経営・就農サポート推進事業における専門家の登録規程

## 1 専門家の資格要件

農業経営・就農サポート推進事業（以下「本事業」という。）により派遣する専門家は、次の（1）から（4）までの全ての要件を満たす者であって、愛知県（以下「県」という。）の専門家名簿に登録された者とする。

- (1) 本事業の実施に必要な各種の専門的かつ実践的な知識、技術、技能等（以下「技能等」という。）を有すること。
- (2) 自らの専門的分野において農業経営者等への支援実績があること。
- (3) 県内全ての地域において、訪問、リモート通信等による農業経営者等への指導等ができること。
- (4) 以下のいずれかに該当すること。
  - ア 技能等を活用した実務に10年以上従事した経験を有する者
  - イ 技能等に関する公的資格を有し、かつ技能等を活用した実務に5年以上従事した経験を有する者
  - ウ 技能等に関する指導、教育、研究等に5年以上従事した経験を有する者
  - エ 上記アからウまでに掲げる者と同等以上の技能等及び経験を有すると認められる者

## 2 専門家の登録更新及び解除

### (1) 専門家の登録

- ア 専門家は、専門家登録履歴書（様式1）及び支援実績（任意様式）、資格を証明する書類（写）、誓約書（様式2）の提出によりその登録申請を行うものとする。
- イ 県は、要件の確認等を行い、センター運営会議（農業経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱（令和6年3月28日付け5経営第3141号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別記1の第3の4の（2）イの規定に基づくセンター運営会議）で専門家に選定された場合は、専門家名簿へ登録し、当該専門家に登録証（様式3）を交付するものとする。
- ウ 登録された専門家は、登録内容に変更があった場合は、その旨を速やかに県に連絡するものとする。
- エ 専門家の登録期間は、登録の日から3年間とする。

### (2) 専門家の登録更新

- ア 県は、専門家の登録期間の満了時においては、当該登録期間中における指導等の実績や他関係機関での支援実績などを勘案し、その登録の更新の可否を総合的に判断する。
- イ 県は、アによる判断の結果について専門家に書面で通知し、アによりその登録の更新が可能と判断され、当該登録の更新を受ける意思のある専門家は、書面でその旨を県に通知するものとする。なお、県が定める期日までに通知をしない専門家については、その登録の更新を行わないものとする。

### (3) 専門家の登録解除

専門家が3の(3)又は(4)の規定に違反した場合は、県の判断により速やかにその登録を解除するものとする。

## 3 専門家の職務

専門家は、県からの指導等の依頼に基づき、農業経営者等への指導等に必要な技能等を踏まえ、専門家自らが有する技能等を活用し、具体的かつ実践的な指導等を行うものとする。

### (1) 指導等の事前調査

専門家は、農業経営者等への指導等を行うに当たり、相談内容に基づいた具体的かつ実践的な指導等を行うため、事前に当該農業経営者等の農業経営の概要及び指導等を希望する内容について十分理解することとする。

### (2) 指導等の内容の報告

専門家は、指導等の実施後1週間以内に、指導等の内容を案件ごとに経営指導報告書（様式4）（経営診断の場合は経営診断報告書（様式5））により報告するものとする。

### (3) 守秘義務

専門家は、指導等により知り得た農業経営者等の秘密を厳守するものとする。

また、県の運営、事業等に関して知り得た情報についても、県の同意を得ずに第三者へ提供してはならないものとする。

### (4) 禁止行為

専門家は、次に掲げる行為を行ってはならない。

ア 著しく県又は本事業の信用を損なう行為

イ 反社会的勢力との交流又は当該交流が疑われるような行為

ウ 専門家の地位を利用した、指導等を行う農業経営者等への営業行為

## 4 留意事項

### (1) 指導の事前調整

本事業の円滑な推進を図るため、サポート専属スタッフ（実施要綱別記1の第3の4の(2)エ(ア)の規定に基づくサポート専属スタッフ）又は県農林水産事務所農業改良普及課職員等（以下「普及課職員等」という。）は、専門家が指導等を行う上で必要とする情報の収集等を十分に行い、経営相談カルテに相談内容をできるだけ詳細に記入するものとする。

### (2) 専門家派遣への同行支援

専門家が訪問、リモート通信等による指導等を行う場合には、原則、普及課職員等又はサポート専属スタッフが専門家に同行し、当該指導等を支援するものとする。

### (3) 受益者負担

専門家が指導等を行う際に要する材料費等、伴走型支援の終了後において引き続き専門家から指導等を受けるために必要となる顧問料等は、当該指導等を受ける農業経営者等の負担とする。

### (4) 専門家の謝金及び旅費

専門家の謝金については、別紙のとおりとする。

報酬の対象とならない時間の例示は以下のとおり

- ア 移動時間（普及課職員等と同行した場合も同様）。
- イ 休憩時間（実務の途中に休憩を取った時間）。

また、旅費は実費による支給とする。但し、旅費の計算については、県の職員等の旅費に関する条例（昭和29年3月27日条例第1号）に準ずる。

なお、謝金及び旅費の支払いに当たっては、専門家から提出された経営指導報告書（様式4）又は経営診断報告書（様式5）の内容を確認し、毎月1日から末日分を集計し、翌月末までに専門家の指定する口座に振り込むものとする。

#### （5）事後指導

県は、専門家の指導等が完了した後も必要に応じて当該農業経営者等に対して事後指導を行うことにより、当該指導等の成果を確認し、当該専門家に事後報告を行うなど連携をとることとする。

また、必要に応じ、当該専門家又は事後指導に必要な他の専門家の派遣を経営戦略会議（実施要綱別記1の第3の4の（2）才の規定に基づく経営戦略会議）に提言することにより事後指導の充実を図るものとする。

#### 附則

この規程は令和4年5月30日から施行する。

#### 附則

- 1 この規程は令和5年4月28日から施行する。
- 2 この規程の改正前に登録を受けた専門家は、改正後の規程に基づき登録を受けたものとみなす。

#### 附則

- 1 この規程は令和6年6月26日から施行する。
- 2 この規程の改正前に登録を受けた専門家は、改正後の規程に基づき登録を受けたものとみなす。